

## 2. 下水道使用料の現況

本市の下水道使用料（以下、「使用料」という。）は、使用水量にかかわらず固定的に発生する経費を賄い、経営の安定性を確保するため、基本使用料<sup>注9</sup>に使用水量により決まる超過使用料<sup>注10</sup>を加算して算出しています。

### （1） 使用料

| 区分    |       | 汚水排出量                                    | 使用料                  |
|-------|-------|--|----------------------|
| 一般用   | 基本使用料 | 5m <sup>3</sup> 以下                       | 425 円                |
|       | 超過使用料 | 5m <sup>3</sup> 超～10m <sup>3</sup> 以下    | 85 円/m <sup>3</sup>  |
|       |       | 10m <sup>3</sup> 超～20m <sup>3</sup> 以下   | 95 円/m <sup>3</sup>  |
|       |       | 20m <sup>3</sup> 超～30m <sup>3</sup> 以下   | 120 円/m <sup>3</sup> |
|       |       | 30m <sup>3</sup> 超～50m <sup>3</sup> 以下   | 145 円/m <sup>3</sup> |
|       |       | 50m <sup>3</sup> 超～100m <sup>3</sup> 以下  | 160 円/m <sup>3</sup> |
|       |       | 100m <sup>3</sup> 超～500m <sup>3</sup> 以下 | 190 円/m <sup>3</sup> |
|       |       | 500m <sup>3</sup> 超                      | 215 円/m <sup>3</sup> |
| 公衆浴場用 | 基本使用料 | 100m <sup>3</sup> 以下                     | 4,250 円              |
|       | 超過使用料 | 100m <sup>3</sup> 超                      | 47 円/m <sup>3</sup>  |

※別途、消費税相当額を加算

### （2） 使用料改定

本市では、これまで使用料の改定をしていません。

なお、供用開始から経過年数が短い段階では十分な使用料収入が得られないため、汚水処理に要する費用を下水道利用者だけで負担することは困難であることから、一般会計繰入金を活用することはやむを得ませんが、段階的に使用料へ転嫁する必要があります。

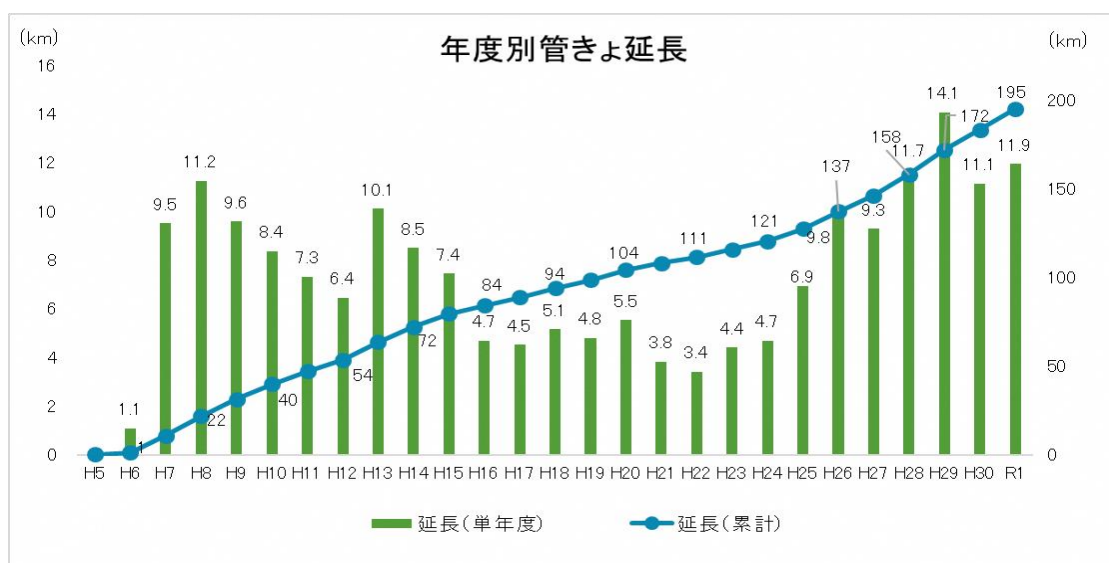
<sup>注9</sup> 基本使用料：使用水量に関係なく定額で徴収する使用料。

<sup>注10</sup> 超過使用料：基本使用料を超えた使用水量について、使用水量に応じ加算される使用料。

### 3. 下水道事業の現状分析と将来の見通し

#### (1) 管きよの整備状況

令和元年度末現在の管きよ<sup>注11</sup>延長は約 195 kmです。本市の下水道事業は平成 5 年度に整備開始し、平成 14 年度に供用開始しているため、法定耐用年数（50 年）に達する管きよはありませんが、今後の更新投資を見越して計画的に長寿命化対策を進める必要があります。



#### (2) 普及率、人口及び処理区域内人口の見通し

本市の人口は、令和元年度の 100,478 人から経営戦略の計画最終年度である令和 12 年度には 95,904 人となり、約 5%減少する見通しとなります。

今後、本市では、一部の地域を除き令和 6 年度に市街化区域<sup>注12</sup>の下水道整備を完了し、その後は、施設・設備の維持管理及び更新を行う予定です。そのため、普及率は令和 6 年度に 43.2%に到達した後、横ばいになると見込んでいます。

また、下水道が利用できる環境となった地域の人口（処理区域内人口）は、令和 6 年度に 42,626 人と最大値となった後は、人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見通しとなります。

<sup>注11</sup> 管きよ：下水道施設のうち、家庭や工場等の汚水を下水道処理場まで流す役割を担っているもの。下水道管とマンホールから成る。

<sup>注12</sup> 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。なお、農地を保全し市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域がある。

## 第3章 経営の基本方針

「快適な生活環境づくり」や「自然と調和した水環境づくり」のためには、人口減少等といった本市の下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続させる必要があります。

このことから、以下の2点を基本方針とし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

### (1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現

下水道の整備区域は、当初の計画では市内のほぼ全域を整備対象としていましたが、市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が約60%普及しており、下水道事業の費用対効果が低い状況であることや、市街化区域に比べ人口密度が低く投資効率が悪い区域であるため市街化区域を原則とします。

市街化調整区域のうち、市街化区域に近接する区域については、下水道整備ニーズ、事業費、採算等を勘案して公共下水道の整備を検討し、人口減少・高齢化等を踏まえた将来の施設需要を見据えた適正な投資を行うなど、第6次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラス・ネットワーク<sup>注16</sup>の実現に取り組みます。

### (2) 適正な財源の確保

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて下水道利用者による適正な負担となるよう検討するなど、地方公営企業<sup>注17</sup>の独立採算の原則にのっとり適正な財源の確保に取り組みます。

<sup>注16</sup> コンパクト・プラス・ネットワーク：国土交通省が提唱している政策で、人口減少や高齢化が進む中にもあっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

<sup>注17</sup> 地方公営企業：地方公共団体が経営する企業。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道事業、水道事業が該当する。